

〈平成27年6月19日〉

平成27年度 山梨県消費生活紛争処理委員会 議事録

○日 時 平成27年6月5日(金) 午後2時～3時

○場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

○出席者(敬称略)

[委員] 権守委員、斎藤委員、清水委員、關野委員、中村委員、西山委員、新田委員、
米山委員 以上8名(50音順)

[事務局] 企画県民部 堀内部長、渡辺理事

消費生活安全課 杉田課長、丸山総括課長補佐、小林課長補佐、武井副主幹、
三澤主事

県民生活センター 大堀所長、小池主査 以上9名

○傍聴者数 3名

1 開 会

2 委嘱状交付

3 企画県民部長あいさつ

4 山梨県消費生活紛争処理委員会会長選出及び会長あいさつ

5 議事

(1) 消費者行政の概要について

(2) 県民生活センター相談及びあっせん状況について

(3) 消費生活紛争処理委員について

6 閉 会

【議事】

(議長)まず、「消費者行政の概要について」事務局から説明をお願いします。

事務局から資料1により説明

(議長)ありがとうございました。皆様からご質問、ご意見はありますか。

(委員)活性化基金についてですが、今年度から交付金とのことですが、基金は終了して、新たに国から交付金が来るということでよいでしょうか。

(課長)そうです。平成20年度末に国から2億円いただき、基金を設置し、その後積み増しをして、平成26年度まで約2億8千万円を基金事業として実施してきました。今年度以降は、新たな交付金を活用し、事業を進めていきます。なお、現在、基金の残額は約4百万円ありますが、今後は限定された事業に活用が可能となっております。

(議長)他にご質問はありますか。

(委員)資料P3の市町村の基礎的な取組に対する支援事業のところ、「20市町村が実施」とあり、対象外の市町村が記載されていますが、支援の仕組みとして、市町村から申請のみによるのか、

それとも県からの働きかけもあるのかということをお教えいただきたい。

(課長)対象外となっている市町村が7つありますが、この市町村がどうなっているかと申しますと、それぞれが自主財源で事業を実施しており、県内全ての市町村に消費者相談窓口が設定されています。この交付金は、基本的には事業全額に当てることができますので、有効に活用していただけるよう働きかけを行っています。

(議長)それでは、次に「県民生活センターにおける相談及びあっせん状況について」説明をお願いします。

事務局から資料2により説明

(議長)ありがとうございました。説明に対し、皆様からご質問、ご意見はありますか。

(委員)資料 P3 の「あっせん状況」において、非常にあっせんによる解決率が高く、驚いております。

相談員の方々が非常にご尽力いただいていることと思います。その中でも不調に終わっている11件についてですが、事案にもよると思いますが、この後どのようなことになることが多いか分かりますか。

(所長)県民生活センターのあっせんにつきましてご説明しますと、相談者や事業者とのやり取りは1回だけではなく、何度かやり取りをいたします。場合によっては、センターに両者においていただき3者面談などもあります。最初は相談者の苦情内容の確認を行い、そこから問題点を探っていく、最終的には解決案を提案していきます。相談者の誤解がある場合もあつたり、どうしても事業者が応じない場合は弁護士に委任をするところもあり、様々です。

(委員)弁護士の法律相談や法テラスの法律相談を紹介したりするということによろしいですか。

(所長)はい。センターでも弁護士による無料相談会を実施しておりますし、法テラスの法律相談を紹介したりしております。

(議長)他にご質問はありますか。

(議長)それでは、次に「消費生活紛争処理委員会について」説明をお願いします。

事務局から資料3により説明

(議長)ありがとうございました。説明に対し、皆様からご質問、ご意見はありますか。

(委員)消費生活条例第24条第1項に、訴訟の場合に費用を援助するとありますが、具体的に援助の対象となる費用はなんでしょうか。弁護士の費用等も対象でしょうか。

(課長)資料 P14、規則の第19条にあります。訴訟代理人に支払う報酬その他費用が対象となっております。

(委員)説明ありがとうございます。そういう制度があるので、ぜひ、該当となる案件があれば説明して、活用していただければと思います。ところで、このことに関連しまして、委員会でのあっせん等は、消費者が希望しないとできないのですが、制度を知らない希望もできないと思います。どのように制度について説明等をされていますか。

(課長)センターに相談に来られて、センターで解決できないものは他の手段で対応しますが、そのうちのひとつとして、当委員会におけるあっせん等があります。さらに、できない場合は裁判等になるのですが、訴訟の費用が不足する方がいらっしゃる場合に、貸付等の制度があることをお知らせ

せしていきます。

(委員)紛争処理委員会にあっせん・調停として付託されたものに関して、訴訟をするときにはじめて訴訟費用の貸付の対象となるのではないのでしょうか。

(課長)訴訟費用の貸付は、条例第 24 条にあるとおり、同種の被害が多数発生し、又は発生する恐れがある商品又は役務に係るもので、規則で定める要件を満たし、委員会で援助することが妥当であると認めるものについて行うことができます。紛争処理委員会におけるあっせん等の手続を経る必要はありません。

(議長)ありがとうございます。他にご意見等がありますか。

(委員)訴訟の援助についてですが、「同種の被害が多数発生する、又は多数発生するおそれがある商品又は役務に係るもの」とありますが、山梨県では 1 件ですが、他県で被害が多数ある又は恐れがあるという場合はどのように取り扱われるのでしょうか。例えば、山梨県で相談があって、静岡県や長野県でも被害が生じている場合は、どのように対処されるのでしょうか。

(課長)あっせん・調停については、県域を越える場合、全国的なものの場合は、国民生活センターに行っていただくことになります。裁判については、全国的なものを本県のみでできるか否かについては、委員の皆様にご相談のうえ、決めていくことになります。

(委員)過去、山梨において弁護団で対応したことがかなりあります。委員のご指摘のとおりこの手の事案は全国的に被害があるものですが、山梨の在住の被害者を集めて弁護団を組んで裁判する事例があります。この制度が使えるのであれば、非常に良いことだと思います。集団訴訟をする際に、費用をかなり抑えましたが数万円は消費者に負担していただきました。その費用さえ負担できなかった方には、訴訟から外れていただいたこともありますので、この制度が使えるれば良いと思いますし、消費者へ制度について伝えていただければと思います。裁判については、管轄もありますので、個別にということになると思います。

(事務局)補足ですが、無利子ではありますが、あくまで貸付です。免除規定もありますが、基本的には返還の義務がありますので、ご承知おきください。

(委員)裁判を受ける権利を確保できるものなので、非常によい制度だと思います。ぜひ、周知をしていただければと思います。

(議長)他にご質問はありますか。

(議長)議題は以上ですが、その他何かご意見等がありますか。

以上で、議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。